

道路占用料等徴収条例の改正の概要

1. 改正の理由

道路占用料は、従来から固定資産税の評価替えが3年毎におこなわれることから、それに合わせて占用料の見直しを、23区統一して行なってきた。

平成15年度にも固定資産税の評価替えがおこなわれ、検討の結果評価額は低下しているものの、固定資産の評価を十分に反映したものではないので、改正すべきものとした。

2. 改正の内容

(1) 定額物件

改正基準として A：道路価格から算出した額

B：現行占用料の1.2倍の額

のA Bどちらか低い額を改正占用料とする。

道路価格＝23区平均の道路評価額で、固定資産税の改定に合わせて改定している。

1.2倍＝16年度から18年度の3ヵ年分を対象に毎年度1.1倍の平均的数値。

計算例

第1種電柱の場合

$315,867(\text{道路価格}) \times 0.034(\text{使用料率}) \times 0.72(\text{面積m}^2) = 7,732 \text{円} - \text{A}$

現行占用料 $3,810 \times 1.2 \text{倍} = 4,572 \text{円} - \text{B}$

AとBを比較してBが低額、したがってBの4,572円を採用

10円未満を切り捨てて今回改定占用料金額4,570円とする。

(2) 定率物件

今回は改定しない。

3. 財政効果

15年度当初予算比で約13%、約1億円の増収見込み。

4. 施行予定年月日

平成16年4月1日

豊島区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

別表(第二条関係)

法第三十二 条第一項第 一号に掲げ る工作物							占 用 物 件	単 位	改 正 占 用 料	現 行 占 用 料
第 一 種 電 話 柱	第 二 種 電 話 柱	第 三 種 電 話 柱	第 一 種 電 話 柱	第 二 種 電 話 柱	第 三 種 電 話 柱	第 一 種 電 話 柱	一本につき一年	四、五七〇	三、八一〇	
第 二 種 電 話 柱	第 三 種 電 話 柱	第 一 種 電 話 柱	第 二 種 電 話 柱	第 三 種 電 話 柱	第 一 種 電 話 柱	七、一四〇		五、九五〇		
第 三 種 電 話 柱	第 一 種 電 話 柱	第 二 種 電 話 柱	第 三 種 電 話 柱	第 一 種 電 話 柱	第 二 種 電 話 柱	九、六八〇		八、〇七〇		
第 一 種 電 話 柱	第 二 種 電 話 柱	第 三 種 電 話 柱	第 一 種 電 話 柱	第 二 種 電 話 柱	第 三 種 電 話 柱	二、六〇〇		二、一七〇		
第 二 種 電 話 柱	第 三 種 電 話 柱	第 一 種 電 話 柱	第 二 種 電 話 柱	第 三 種 電 話 柱	第 一 種 電 話 柱	四、二〇〇		三、五〇〇		
第 三 種 電 話 柱	第 一 種 電 話 柱	第 二 種 電 話 柱	第 三 種 電 話 柱	第 一 種 電 話 柱	第 二 種 電 話 柱	五、七九〇		四、八三〇		
第 一 種 電 話 柱	第 二 種 電 話 柱	第 三 種 電 話 柱	第 一 種 電 話 柱	第 二 種 電 話 柱	第 三 種 電 話 柱	三六〇		三〇〇		

地下管線路			その他のも	広告塔	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	地下電線その他地下に設ける線類	共架電線その他上空に設ける線類
外径が〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二	占有面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	一個につき一年	占有面積一平方メートルにつき一年	一個につき一年	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつ
四八〇	三六〇	二四〇	六、五六〇	三五、六〇〇	七、四四〇	二、四〇〇	三、六〇〇	二四	四八
四〇〇	三〇〇	二〇〇	五、四七〇	二九、七〇〇	六、二〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	二〇	四〇

法三十二条 第一項第二 号に掲げる 物件		メートル未満のもの			メートル以上〇・四 メートル未満のもの		外径が〇・四メートル以上一メー トル未満		外径が一メートル以上のもの		き一年	
法三十二条 第一項第三号に掲げる施設		階段が一のもの			階段が二のもの		階段が三以上のもの		地下街及び地下室		地上に設ける通路	
法三十二条 第一項第四号に掲げる施設		Aに〇・〇〇四を乗じて得た額			Aに〇・〇〇六を乗じて得た額		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		地下に設ける通路		地上に設ける通路	
法三十二条 第一項第五号に掲げる施設		Aに〇・〇〇四を乗じて得た額			Aに〇・〇〇六を乗じて得た額		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		地下に設ける通路		地上に設ける通路	
		六、五六〇			五、〇四〇		四、八〇〇		二、四〇〇		九八〇	
		五、四七〇			四、二〇〇		四、〇〇〇		二、〇〇〇		八二〇	
		一四、四〇〇			一五、〇〇〇		一五、〇〇〇		一四、四〇〇		一五、〇〇〇	

		法第三十二 条第一項第 六号に掲げ る施設				道路法施行 令（昭和二 十七年政令 第四百七十 九号。以下 「令」とい う。）第七 条第一号に 掲げる物件			
アーチ式工作物		旗ざお及び幕		標	看板（アーチ式のものを除く）	商品置場その他これに類するもの	祭礼・縁日等に際し、一時的に設けるもの	その他のもの	
その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの	祭礼・縁日等に際し、一時的に設けるもの	識					
一基につき一年		占用面積一平方メートル又は一本につき一年		一本につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一日		
一八〇、七〇〇	三五七、三〇〇	三五、六〇〇	二五〇	六、〇〇〇	三五、六〇〇	三五、六〇〇	二五〇	七、四四〇	
一五〇、六〇〇	二九七、八〇〇	二九、七〇〇	二一〇	五、〇〇〇	二九、七〇〇	二九、七〇〇	二一〇	六、二〇〇	

令第七条第二号に掲げる工 事用施設及び 同条第三号に 掲げる工事用 材料置場	板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場	令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる仮収容施設	令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	令第七条第八号及び第九号に掲げる施設	建 築 物				そ の 他 の も の	上空、トンネルの上 又は高速自動車国道 若しくは自動車専用 道路（高架のものに 限る。）の路面下に設 限る。）の路面下に設	階 数 が 三 の も の	階 数 が 二 の も の	階 数 が 一 の も の
	危 険 防 止 施 設				階 数 が 一 の も の	階 数 が 二 の も の	階 数 が 三 の も の	階 数 が 四 以 上 の も の					

占用面積一平方メートルにつき一年

一〇、二〇〇	八、五八〇
三、〇七〇	二、五六〇
二三、七〇〇	一九、八〇〇
六、五六〇	五、四七〇
Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額
Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額
Aに〇・〇〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇〇二を乗じて得た額
Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額
Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額

そ の 他 の も の	けるもの
	階数が四以上のもの
Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額

年度別歳入金額

分類		年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度予定	
道 占 路 用 料		予算額	598,437,000	687,763,000	705,543,000	753,505,000	855,497,000	
		決算額	596,204,555	700,146,099	710,833,107	733,209,363	855,497,000	
	一般 占用		看板	91,656,135	110,570,705	103,505,140	115,697,980	115,697,000
			その他一般占用	60,927,011	65,943,358	82,550,469	81,306,443	96,356,000
			計	152,583,146	176,514,063	186,055,609	197,004,423	212,053,000
	企業 占用		東京電力(株)	206,069,083	242,742,090	243,801,930	249,181,959	299,018,000
			東日本電信電話(株)	141,197,593	168,274,043	168,294,089	172,030,714	206,436,000
			東京ガス(株)	96,354,733	112,615,903	112,681,479	114,992,267	137,990,000
			計	443,621,409	523,632,036	524,777,498	536,204,940	643,444,000
			合 計	596,204,555	700,146,099	710,833,107	733,209,363	855,497,000

*平成15年度は12月までの実績

公園等占用料改定に伴う条例等の改正の概要

1. 改正する条例

- | | |
|--|--------------|
| ① 豊島区立公園条例（昭和 38 年 7 月 18 日条例第 10 号） | 21 号議案（資料－1） |
| ② 豊島区立区民の森条例（平成 9 年 3 月 26 日条例第 12 号） | 22 号議案（資料－1） |
| ③ 豊島区立目白庭園条例（平成 2 年 7 月 10 日条例第 28 号） | 23 号議案（資料－2） |
| ④ 豊島区立児童遊園条例（昭和 39 年 3 月 26 日条例第 11 号） | 24 号議案（資料－1） |

2. 改正の内容及び理由

以下の理由により、それぞれの条例で定めている占用料を改定する。

- ① 公園占用料の算出基礎となる固定資産税評価額の改定が行われたのに伴い、占用料の見直しを行うため。
- ② 特別区土木主管部長会の申し合わせにより、23 区で統一して平成 16 年 4 月 1 日から占用料を改定するため。

3. 占用料の改定金額

下記積算額と現行の 1.2 倍を比較し低い額を改定額とした。（資料－1， 2）

[積算額の算出方法]

固定資産税評価額(23 区平均 315,867 円/㎡)×使用料率(2.8/1,000)×基準占用面積×1or1/3 or2/3

1 は地上占用、1/3 は地下占用、2/3 は上空占用

4. 占用料改定による増収見込額

改定案	8, 272 千円 (15%増)
現行額	7, 197 千円
増収額	1, 075 千円

5. 施行予定年月日

平成 16 年 4 月 1 日

6. その他

条例改正に伴い関連する規則も改正する。

占用料条例改正対照表

資料-1

別表第二 (公園条例第9条関係)

別表 (区民の森条例第11条関係)

別表第二 (児童遊園条例第7条関係)

平成16年4月1日

種 別	単 位	占 用 料	
		改 正	現 行
電 柱、標 識	1本 1月	1,193円	1,012円
水道管、下水道管、ガス管、電線	1メートル 1月	589円	864円
鉄 塔	1平方メートル 1月	884円	864円
変圧塔、マンホールの類		884円	864円
郵便差出箱又は信書便差出箱	1箇所 1月	353円	343円
公 衆 電 話 所		884円	864円
地下の 占用物件	地上露出部分	349円	291円
	地下部分	268円	224円
高架の占用物件	1平方メートル 1月	268円	224円
天体、気象又は土地の観測施設		398円	332円
写真撮影のための常時占用	撮影機1台 1月	6,480円	5,400円
写真撮影のための臨時的な占用	1回(1時間以内)	9,720円	8,100円
そ の 他 の 占 用	1平方メートル 1日	29円	26円

※「民間事業による信書の送付に関する法律」の施行に伴い、占用種別の項目中「郵便差出箱」を「郵便差出箱又は信書便差出箱」に改正する

占用料条例改正対照表

資料-2

別表第二(目白庭園条例第15条関係)

平成16年4月1日

種 別	単 位	占 用 料	
		改 正	現 行
電 柱、標 識	1本 1月	1,193円	1,012円
水道管、下水道管、ガス管、電線	1メートル 1月	589円	864円
鉄 塔	1平方メートル 1月	884円	864円
変圧塔、マンホールの種類	1箇所 1月	884円	864円
公衆電話ボックス		884円	864円
地下の 占用物件	1平方メートル 1月	349円	291円
		268円	224円
地上露出部分			
地下部分		268円	224円
高架の占用物件		268円	224円
天体、気象又は土地の観測施設		398円	332円
写真撮影のための臨時的な占用	1回(1時間以内)	9,720円	8,100円
その他の占用	1平方メートル 1日	29円	26円

日白庭園和室(赤鳥庵)使用料改定の概要

種 別	利用区分	現行料金 (円)	新料金 (円)	引上額 (円)	アップ率 (%)
第一和室(10畳)	午 前	3,200	3,800	600	18.8
	午 後	4,300	5,200	900	20.9
	夜 間	3,200	3,800	600	18.8
	全 日	9,700	11,600	1,900	19.6
第二和室(8畳)	午 前	2,600	3,100	500	19.2
	午 後	3,600	4,300	700	19.4
	夜 間	2,600	3,100	500	19.2
	全 日	8,000	9,600	1,600	20.0

利用区分

午 前	午前9時から午前12時まで
午 後	午後1時から午後5時まで
夜 間	午後6時から午後9時まで
全 日	午前9時から午後9時まで

※ 新料金は平成16年10月1日利用分から適用する。